

平成22年度

松山市における学童保育の改善に関する要望書 (回 答)

1 実施主体の明確化に関する要望

(1) 市町村の実施責任を明確にして、児童福祉の視点からも検討し生活弱者にも配慮した運営となるよう改善してください。現在は、支援が必要な子ども・保護者に支援が行き届いていないと思われる為です。

A. 児童クラブは、松山市放課後児童健全育成事業実施要綱に基づいて実施されており、入会の申し込みは松山市宛であり、責任は松山市にあるということをふまえてお答えします。利用料に関しては、基本的には運営委員会にお任せしています。現状では、利用者が1日約200円を負担し、松山市の予算としては年間3億1千万円、月8600～9000円/1人を松山市が負担しています。行政としましては松山市と利用者が協力をしながら、5分々の負担になる様にと考えております。

2 保育内容の充実に関する要望

(1) クラブ内における自己点検及びその結果の報告が確実に市に届くよう体制を整えてください。これは、子どもの安全確保の為にも非常に必要なことです。

A. 巡回指導員として現在3名の職員が活動しております。校長を退職された方など、経験豊富な方を採用し、指導員の意見を聞いたり指導を行っております。不徹底があるのなら、今後は徹底させていきたい。避難訓練など、活動はしていますが不足があれば、今後行ってまいります。

(2) 「松山市放課後児童健全育成事業 手引き」で明記されている対象児童の記述を、適切な表現になおしてください。また、児童クラブの紹介が載っている「まつやま市民便利帳」など広報誌における児童クラブの対象児童についての記載を適切な表現に訂正してください。今の情報は、本来なら児童クラブに入れる筈の何らかの障害・困難を抱えた4学年以上の子どもであっても利用が出来ないと誤解を与えがちです。子どもの発達には個人差があることを忘れないでください。

A. 確かに受入れは1～3年生という限定的な書き方ではありますが、障害をもつ方や色々な事情のある方を排除する意図は全くございません。障害に限らず色々な意味で必要な場合があれば、運営委員会と松山市が協議をして受入れをしていくという事を、但し書きの文章からご理解していただけたらと思っております。

3 情報の公開に関する要望

(1) 市から出される情報が、指導員・保護者・地域住民に届くように、市の会議に出席されている運営委員会の方々から内容が確実に伝わるよう指導を徹底してください。

A. 市内60ヶ所の児童クラブそれぞれに、全ての情報を伝えていくというのはなかなか難しく困難な場合も多い。それぞれのクラブでの対応をお願いしたい。今回のような、自主的な会合をこちらからもお願いします。

(2) 市の担当部署や各児童クラブ間同士の交流、研修会等の情報が、保護者やその他地域の方にも伝わるようにしてください。互いに交流することにより、困難事例の解決や逆に問題把握の手がかりとなり、また広く情報を共有することにより、より良いクラブ作りのきっかけになると思われるからです。法的根拠としても、「社会福祉法 第8章（福祉サービスの質の向上のための措置等）第78条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずること

により、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。」とあります。

A. 最低限の情報はお知らせします。ホームページや広報などでお知らせし、具体的な内容についてのお問い合わせに対応するという形にさせていただきたい。

4 指導員の待遇改善に対する要望

- (1) 市町村は、たとえ、指導員を直接雇用する立場になくとも、使用者責任があることは法律上も示されています。運営委員会に全てをまかせるのではなく、しっかり指導員の労働環境を把握し、使用者責任である、安全配慮を実行してください。更に松山市は、責任者として、労働基準法の遵守を徹底して下さい。その為にも、労務管理が出来るよう組織を整えてください。

A. 労働基準法は、雇用をしている運営委員会に適合すると思いますが、指導員の方々が安全で過ごしやすい労働環境におかれるというのは当然の事ですので、松山市の方からもサポートをしてまいります。

今の児童クラブの現状を申し上げますと、昨年までは待機児童などがありましたが、なんとか希望者全員を受入れられる様今年はかなり力を入れて、全60施設で1~3年生の全員を受け入れる事ができました。今後はソフト面でも力を入れていきたいと思っておりますので、指導員の充実、またアンケート調査の実施などで指導員の方々からのご意見も聞きながら取り組んでまいります。

5 学童保育の最低基準に関わる要望

- (1) 学童保育の質の確保の為に、たとえば静養室・十分なトイレの数・静かに話せる部屋など「生活の場」にふさわしく整備してください。

A. 各クラブで色々工夫はしていただいていると思いますが、予算がかかる事ですので今お答えするのは難しい。徐々に解消をしていきたいと思っております。

- (2) 現在、指導員の仕事量が多いにも関わらず、多くが午後からの勤務の為、事務処理等における勤務時間が確保されていません。熱意のある指導員ほど、ボランティアに近い形で、事務処理などは、勤務時間外に行っている実態があります。これは指導員の離職率にも影響を与えているものと思われます。松山市がきちんと労働実態を把握し、何らかの対処をして下さい。運営・管理の基準を定めて、運営委員会に指導をして下さい。

A. サービス残業の問題は、我々同じ労働者としてもよく理解できますが、明確な返答は難しい。事務処理などの時間が取りにくいという事は把握しておりますが、現時点では空いた時間を使ってなんとか対応をお願いします。

- (3) 最低基準を定める際は、現場の声を広くくみ取り実態を把握した上で、全体の底上げを図りつつ定めてください。

- (4) 質の確保をする上でも、松山市放課後児童健全育成事業の手引きを今一度見直し、改善に向け努力してください。

松山市内の多くのクラブは、松山市の手引きをもとにクラブの設置や運営のあり方を決めています。前回の調査でも運営基準に関しては松山市が各運営委員会に委託し、各クラブで地域の実情に合った運営をしているとの回答がありましたが、実際は、今回のアンケート調査からも分かる通り、地域の実情にあった運営がなされているとは言い切れません。また、保護者や指導員がクラブの改善の要望を運営委員会に提言しても、松山市の指示にしたがっているという堂々巡りの悪循環に陥っています。最大限、支援の必要な子どもに必要な支援が届きやすくなるよう、今のままで良しとするのではなく、常に子ども達の「最善の利益」を考慮して、松山市として責任をもって運営基準を示してください。

現在、全国でも運営基準を定めるところも増えてきました。身近なところでは、高知県において2010年5月に「設置運営基準」の案が出され、策定に向けて検討されています。それに先立ち2010年4月か

ら生活困難家庭への保護者負担の減免が実施されています。内容は「就学援助を受けている児童、その他特別な事情により支援が必要と認められる児童」を対象として、月額6000円以内（飲食費を含む）の減免が実施されることになっています。松山市も愛媛県の中において、見本となるべく運営基準に力を入れ、日本一のまちづくりに全力で取り組んでください。

(5) 政府の「子ども・子育てビジョン」に示されているように、学童保育の量的な拡大、質的な拡充を確実に図ってください。

(3)(4)(5)A. 大規模や狭小の施設についての改善は、昨年から今年にかけて力を入れかなり改善されてまいりました。今後もさらに環境整備に取り組んでまいりたいと思っております。今回の会合などを参考にして、改善に努めてまいります。

以上